

佐賀型賃金UP支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、賃金の上げを促進するため、県内の小規模事業者の生産性向上や売上向上を支援します。

補助対象となる事業者

以下の①及び②を満たす事業者。

①佐賀県内に店舗や事業所を有する小規模事業者で、以下に該当する者。

業 種	常時使用する従業員数
商業（卸売業・小売業）・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※一部組合なども対象者となります。詳細は交付要綱をご確認ください。

②事業場内最低賃金※を、令和5年4月1日～補助事業完了後の実績報告時までに3%以上引き上げた又は引き上げる事業者

※事業所場内最低賃金…当該事業場における雇入れ後3か月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額

①及び②に該当する事業者であっても、以下のいずれかに該当する事業者は、対象外となります。

- ・農林漁業者（農林漁業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）。
- ・医療福祉業者

補助対象となる取組

補助対象事業	取 組 例
生産性向上・売上向上	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術等を活用した業務改善の取組 ・生産の効率化等のための取組 ・新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

対象事業のイメージ



セルフオーダーシステムを導入し業務を効率化



旅館の一部をカフェに改装し売り上げ向上



自動化設備導入によるデジタル化で生産性向上



飲食店のメニューを冷凍食品に加工し販売



HP・ECサイト構築による広報強化、売り上げ向上

補助率・補助額

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助額：法人の場合 | 事業場に付き上限：120万円 下限：30万円
個人の場合 | 事業場に付き上限：60万円 下限：15万円

申請方法等

①申請に必要な書類は、佐賀県産業イノベーションセンターのHPよりダウンロードしてください。

(<https://infosaga.or.jp/hanrokakudai/8908.html>)

佐賀県産業イノベーションセンターHP



②詳細は「公募要領」をご確認の上、申請してください。

③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。

④提出期間終了後、申請書や関係書類の内容を審査し、採択又は不採択の結果を事務局から通知します。

【提出期間】

令和5年10月5日（木）～11月6日（月）

※令和5年9月7日以降に発生した経費から申請を受け付けます。

事業の実施

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年1月31日までです（令和6年1月31日までに事業を完了いただく必要があります）。

補助対象経費の例

機械装置・システム構築費、広報費、展示会等出展費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、委託料、外注費、運搬費、研修費

お問い合わせ先及び申請書提出先

■佐賀県産業イノベーションセンター

佐賀型賃金UP支援補助金 担当 宛て

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688

（平日9時から16時30分まで。12時～13時を除く）

※本補助金は、賃上げに合わせて生産性向上や売上向上に取り組む事業に要する経費を補助する制度であり、賃上げに要する費用（人件費）を補助する制度ではありません。